

# 庄屋さんの お仕事

入場  
無料

[展示期間] 平成17年4月26日(火)  
～7月31日(日)

[開館時間] 午前9時30分～午後5時

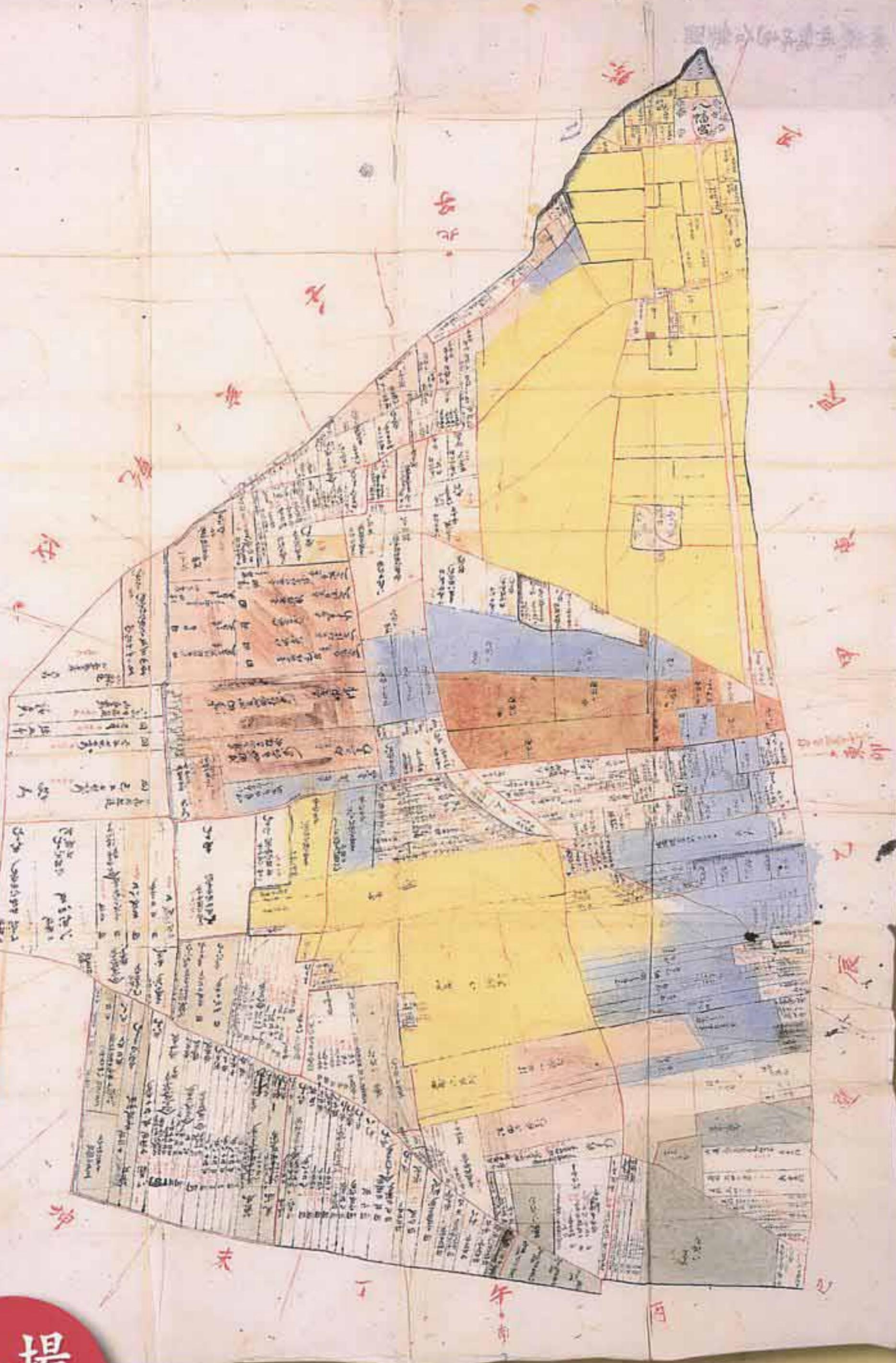
[ところ] 徳島県立文書館 展示室

●展示解説 平成17年5月5日(木・祝)・6月26日(日)  
午後1時30分～午後3時  
文書館 講座室・展示室

▲「御蔵御給知色分絵図」(竹瀬村)(木内家文書)



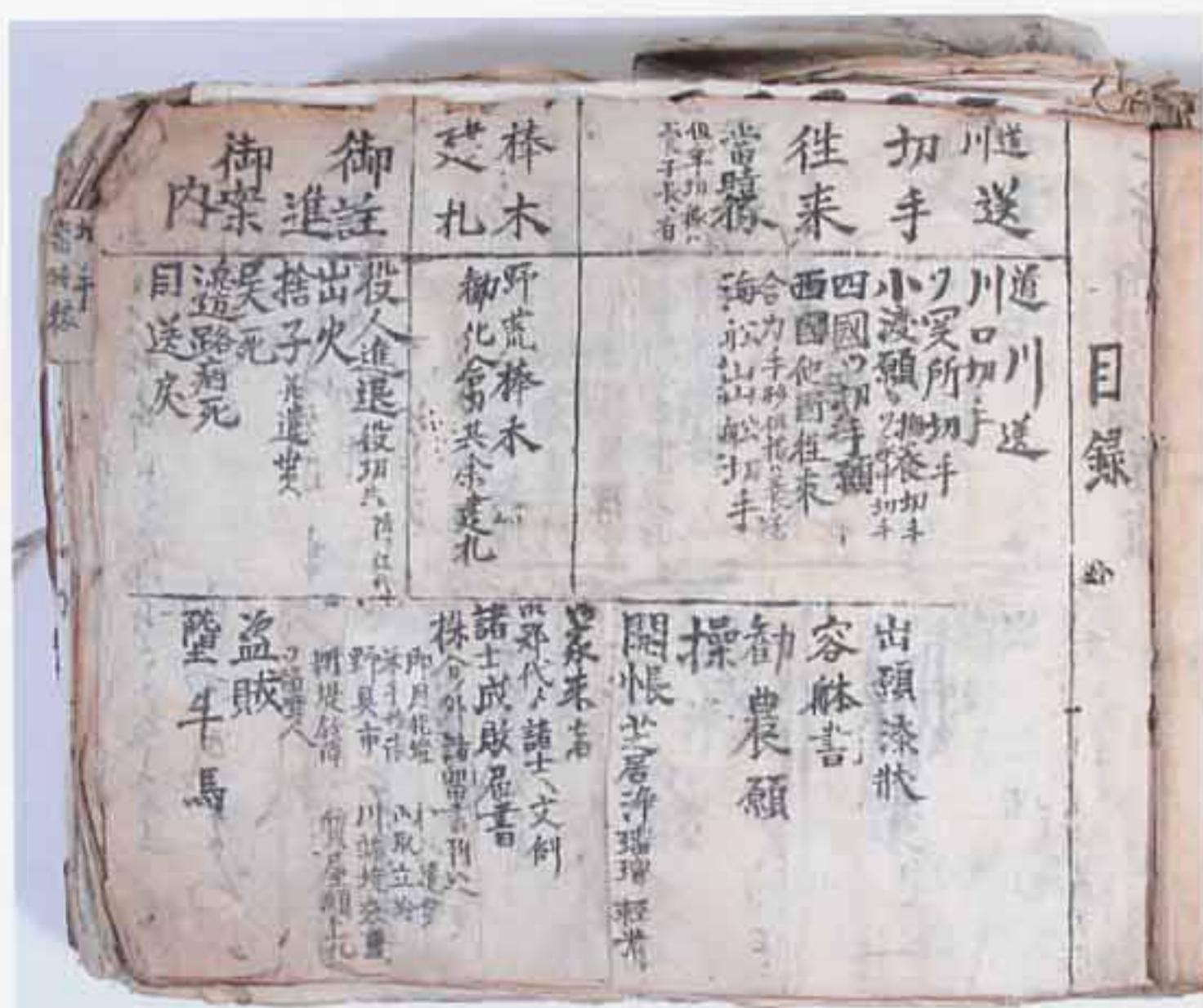
▲「諸控」(木内家文書)



▲「御蔵御給知色分絵図」(竹瀬村)(木内家文書)



文化の森総合公園 徳島県立文書館  
Tokushima Prefectural Archives



▲「諸控」(木内家文書)の目録部分

# 庄屋さんのお仕事とは

江戸時代の庄屋さんは、どんな「お仕事」をしていましたか。

まずは年貢の徵収。ところが、これが驚くほどの大仕事でした。村の中の一つひとつの大土地について、検地帳に載せられている石高（その土地の生産量、米に換算されます）や誰が保有しているかを確認した上で、年貢額を確定しなければなりません。村人一人ひとりについて、納入する

藩では江戸時代を通じて四～五回の

次に、今でいう戸籍の管理。徳島藩では江戸時代を通じて四～五回の棟付改という戸籍の基本調査が行われました。棟付改に当たった庄屋さんは、村内の全ての家について、そ

の家の経歴（何代前の誰その時に誰その家から分家等々）や身居年齢・戸主との統柄、夫役（税金の一種）の有無、牛馬の数などを調査し

て、関連の下調帳と共に提出するという

その他にも、役所からの法令・命令を村人に伝え、これを守らせる。

これだけの事務をこなしていたわけですから、庄屋さんの扱っていた

土地の質入れ証文などに奥書をして保障する。災害が起きたときを、変死人があればその詳細と村の対応を役所に報告する。殿様が鷹狩りに来ると云えば、その要員を集めたり、必要経費の算段をしたり。さ

りには村内や場合によつては他村のもめ事（土地の境界争いから家族内のトラブルまで）の調停にも庄屋さんは担ぎ出されます。その他にも、

庄屋さんは数え切れないほどの細々

なみに、この村では検地帳などの年

賃簿四六冊、卷物四巻、証文三十六通が書き上げられています。ちなみ

に、この村では検地帳などの年賃簿類は、取立人の間で別に引き継がれており、年貢以外の庄屋さんのお仕事関係の書類がこれだけあつたということになります。

## 徳島藩の村役人

江戸時代には、このような大変な

事務処理能力・文書処理能力を持つ庄屋さん達がそれぞれの村について、彼らが地方の行政を末端で支えていたと言えます。

ではこれから、このような庄屋さんのお仕事の一端を紹介させていた

- 五人組（与）：庄屋・肝煎の補佐役。一村に五人程度。
- 取立人：年貢の取り立てにあたる。

行：藩の通達などを村人にふれ歩く役。

としたお仕事をかかえていました。

江戸時代の庄屋さんは単なる村長さんにとどまらず、税務署、警察、

地方裁判所、家庭裁判所、公証人役場などの機能を併せ持つていたと言えます。

## ごあいさつ

徳島に関する歴史資料の収集・整理・保存・活用という業務を行い、地域のレコードセンターとして、歴史・文化情報の発信を続けてきました徳島県立文書館も、本年で開館十五周年を迎えることとなりました。

教育普及事業の一環として取り組んできた展示も、企画展や資料紹介展を合わせると六十回を超えていました。展示解説のための図録を毎回発行してきましたが、展示図録集もこれだけで大きな意味を持つ歴史資料となりました。

三十回目となる今回の企画展は「庄屋さんのお仕事」と題して、江戸時代の庄屋の役割についての展示を行います。

「庄屋さん」は、現在といえば地域行政の長としての村長さんや町長さんにあたりますが、その仕事の内容は、地域社会の世話役として村人の日常生活に深く関わり、税務、警察、裁判、公証など実に幅広く多岐にわたりっています。

庄屋さんが作成し書き残した記録資料は「庄屋文書」とよばれ、江戸時代の百姓や村の生活を知るための重要な文書群となっています。本館にも栗飯原家文書、木内家文書、大栗家文書など、県内各地の旧家に残された膨大な庄屋文書が保管されています。

庄屋文書の中には、藩からの通達である「御触書」や、村の土地台帳である「検地帳」、徳島藩独特の「棟付帳」と呼ばれる戸籍のような基本台帳など村の民政に関わる帳簿類ばかりではなく、村人同士のもめ事や訴訟に関する訴状や証文など実に多様な文書が含まれています。

庄屋さんが書き残したこれらの記録資料によって、私たちは江戸時代の庄屋の仕事や役割を明らかにできるばかりでなく、幕藩制国家という封建社会の実像や仕組みを知ることができます。

また、庄屋さんの仕事を通して、江戸時代の村人の生々しい生活の実態や、社会の有り様が浮かび上がります。

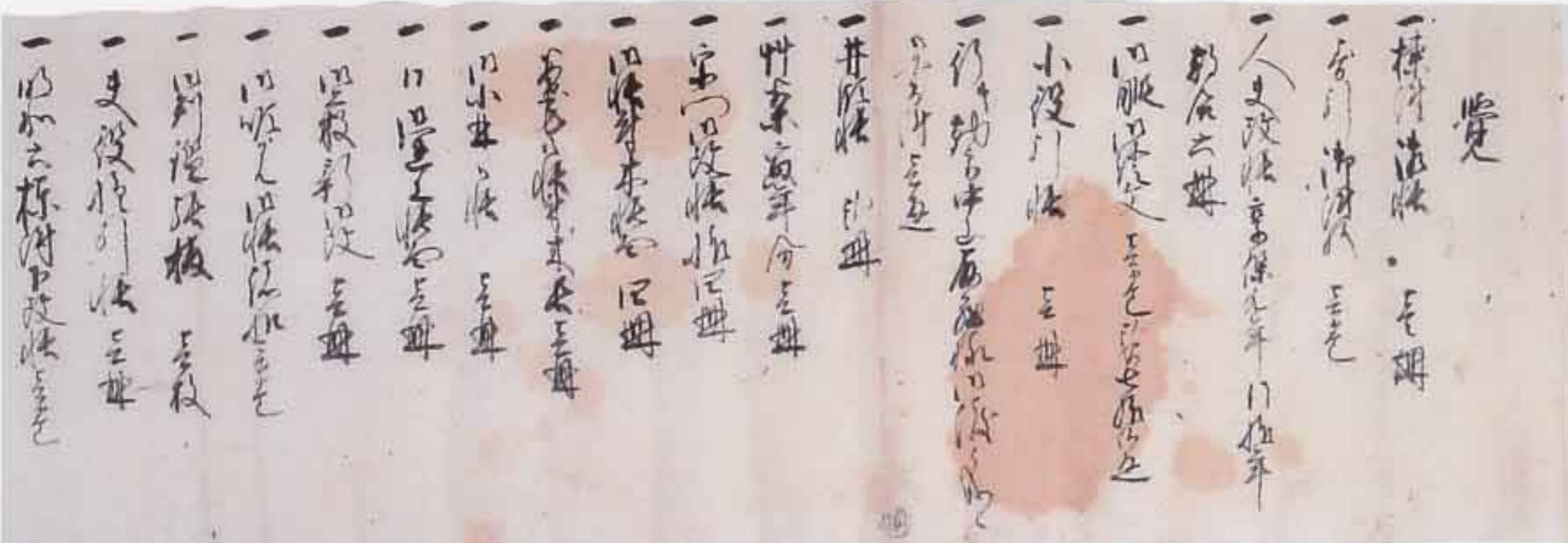
今回の展示では、誰にでもわかりやすく理解していただけるように心がけました。江戸時代における庄屋さんの役割や仕事を考えることを通して、現代社会やこれから社会のあり方を見直す契機となれば幸いです。

最後になりましたが、今回の展示にあたり、資料を寄託していただいた木内正年様をはじめ、多くの寄贈寄託者の方々からご協力を頂きました。心よりお礼を申しあげます。

平成十七年四月二十六日

徳島県立文書館長

立石 恵嗣



▲「覚」(庄屋役文書引継目録) (大栗家文書)

## 庄屋さんのお仕事

### 年貢を納める

#### \*取り立て

割り付けた年貢を期間内に取り立ててのも庄屋さんの役目のひとつでした。取り立てた年貢は、庄屋さんの家の蔵などに一端納められ厳重に管理されていました。こうした年貢の取り立ては厳しい仕事だったので、取立役という専門の村役人が置かれることもありました。

#### \*御蔵と給人

庄屋さんは、取り立てた年貢を年貢の行き先によつて分ける仕事もしていました。阿波では、家臣（給人）達に実際に領地の支配をさせていた

ので、村の中でも村絵図のように、細かく土地が分けられていました。

藩に直接納められる米を御蔵米、家臣に納められる米を給知米といつて分けていたのです。

#### \*年貢を納める

集めた米を御蔵や給人に納めます。年貢を納め終わると皆済目録という受領書が渡され、期限内に納めると褒められることもありました。しかし、遅れると厳しい取り立てにあり、遅れた村人の年貢を庄屋さんが立て替えをしなければならないこともたっていました。阿波では、家臣（給人）達に実際に領地の支配をさせていた

### 庄屋さんのお仕事②

## 人の移動

### 人の移動を報告する

#### \*暇証文・通行切手

養子・結婚・出稼ぎなどで村人が移住するときは、庄屋が郡役所に報告していました。郡の役人から暇証文という移住許可証を庄屋が受けて保存していました。年貢を納める人

「覚（津田川口番所通行手形）」  
(山腰家文書)

◀「文化八未年那賀郡谷内村棟附人数御改帳」  
(遠藤家文書)

や家を続けて行くための養子暇証文は特に重要視されていました。

商売や四国靈場めぐり等で阿波國の外に出る場合、御分一所や番所を通過する際の通行切手は庄屋が発行することもありました。こうした人

の移動の把握は、村単位でかけられた年貢や夫役の負担を少しでも軽くするために必要なことだったのです。

こうした、村の中の人や家を細かく把握するための調査が棟付改です。庄屋が村内をくまなく下調べを行い、棟付役人が村々を回つてくるとおもてなしをする役目までしていました。

この時にできた帳簿が棟付帳で、この帳簿を元に夫役や棟別割りなどの様々な税がかけられたのです。

#### \*棟付改と棟付帳

## 庄屋さんのお仕事①

貼つたりしてボロボロになるまで使  
用していました。

た。こうした年貢減免の交渉は、村  
人の生活がかかる真剣なものでした。

## 夏年貢と秋年貢

# 年貢

ねん

ぐ

## \*検見をする

その年の年貢は、検地帳などを元にして春にはほぼ決められていました。しかし台風や洪水などの災害で田畠の作物が収穫できなくなると、一枚の面積や、収穫量や、誰が年貢を納めるのかを決めていきます。庄

屋さんは検地役人の道案内やおもてなしをしたり下調べをしていました。検地は反対の一揆が起ころほど纖細で重要な作業だったのです。

## \*年貢を割付ける

検見などで決められたその年の年貢を、実際に村人達に割り振るのは庄屋さんの役目でした。年貢割付帳を作り、村人へ間違いなく請求していました。村人の近況を知り、気配りながら進める必要があったのです。

## 年貢を決める

## \*検地をする

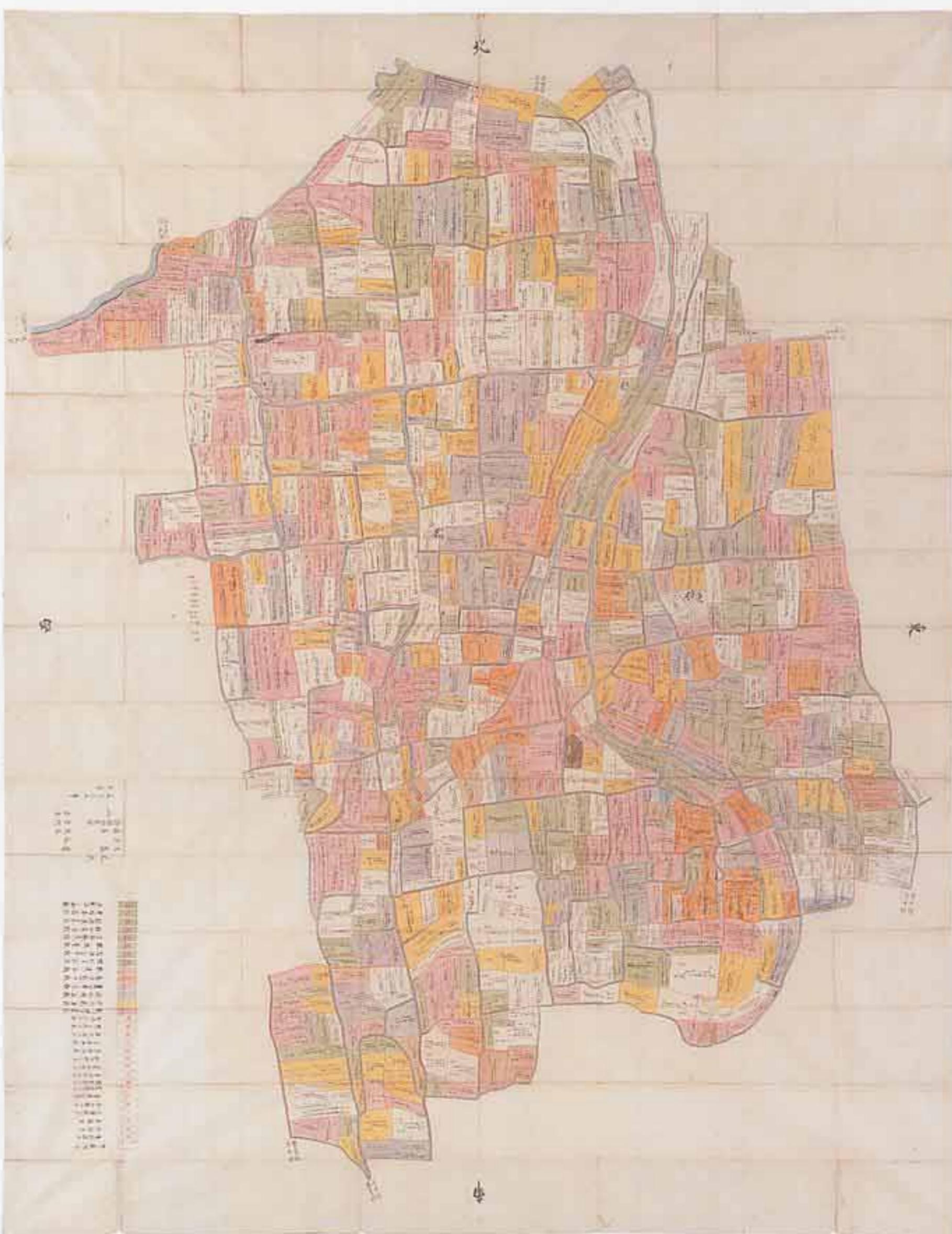
藩から検地役人が来て、土地一枚を納めるのかを決めていきます。庄屋さんは検地役人の道案内やおもてなしをしたり下調べをしていました。

なしおもてなしをしたり下調べをしていました。

阿波では、天正年間（豊臣秀吉の時代）に作成された検地帳が、幕末まで江戸時代を通じて年貢の台帳として使われていました。庄屋さんは、そうした検地帳を書き写して付箋を



▶「阿波御国那賀郡牛輪村御検地帳」  
(遠藤家文書)



▲日開村絵図（給人・蔵地ごとに細かく色分けされている。）(榎本家文書)

阿波国は、南国なので江戸時代にはすでに二毛作が一般的に行われていました。夏年貢は主に麦の年貢で六月二十五日までに納めることになっていました。秋年貢は主に米の年貢で一一月二十五日までに納めることになっていました。

# 庄屋さんの内済（もめごと相談）

ないさい

奉公先の男女が「欠落ち」、家出……

両者を尋問・親を説得。そして、その行方は――

庄屋さんは、村のなかの「親父（おやじ）」のような存在でした。公私にわたり村びとの日常生活にかかわっていきました。また、そうしなければ庄屋としての務めを果たしたことにはならなかつたのです。

とりわけ人の動向・移動を把握することにはよりも大切な仕事でした。



▲「出入り鍛え書き下書」(木内家文書)

庄屋さんは、村のなかの「親父（おやじ）」のような存在でした。公私にわたり村びとの日常生活にかかわっていきました。また、そうしなければ庄屋としての務めを果たしたことにはならなかつたのです。

野郡のある村に、「きよ」という娘がいました。家は大変貧しく、お父さんの「五三郎」のことばによれば、「極貧」のうえ自分は「近年病氣」がちであるということでした。きよは、別の村の武右衛門家に奉公に出ていましたが、その奉公先で「鹿藏」と恋仲になりました。やがて二人は「欠落ち」することとなり、五三郎はそれを許さず、「不義密通」として訴え出ました。きよは一旦は連れ戻されますが、なんども「家出」をくりかえし鹿藏のもとへ走つていってしまいます。そこで庄屋さんは、鹿藏ときよ、さらに五三郎を呼んで、それぞれに尋問をするのです。鹿藏には、「不義密通の義は兼て御法度にあい背く」ことであるので「手切れ仕り、きよを五三郎のもとへ帰してやれ」と。それに対して鹿藏は「恐れ入り迷惑仕りたてまつり候」として、きよと「別離」することを誓います。ところが女性のきよは

「今

更親里へまかり帰り申す心底ござなく候」、「私義懷妊も仕りおり申す義に候えば鹿藏とあい別れがたく、鹿藏に連れ添い申したく存じたてまつり候」と訴えるのです。そこで庄屋は、二人を引き離そうとする五三郎に、「娘きよ義はとにかく鹿藏に連れ添い申したき心底に候えば、本意にはあい叶い申さざる義には候えども因果の道理と存知、きよを鹿藏の妻に指し遣わし申す道はこれなきや」と、仲裁にはいります。しかし、五三郎は「稼業仕らせ候て渡世あい営ましたが、その奉公先で「鹿藏」と恋仲になりました。やがて二人は

野郡のある村に、「きよ」という娘がいました。家は大変貧しく、お父さんの「五三郎」のことばによれば、「極貧」のうえ自分は「近年病氣」がちであるということでした。きよは、別の村の武右衛門家に奉公に出ていましたが、その奉公先で「鹿藏」と恋仲になりました。やがて二人は「欠落ち」することとなり、五三郎はそれを許さず、「不義密通」として訴え出ました。きよは一旦は連れ戻されますが、なんども「家出」をくりかえし鹿藏のもとへ走つていってしまいます。そこで庄屋さんは、鹿藏ときよ、さらに五三郎を呼んで、それぞれに尋問をするのです。鹿藏には、「不義密通の義は兼て御法度にあい背く」ことであるので「手切れ仕り、きよを五三郎のもとへ帰してやれ」と。それに対して鹿藏は「恐れ入り迷惑仕りたてまつり候」として、きよと「別離」することを誓います。ところが女性のきよは

「今

み申したく、是非にお引き分け仰せ付けられ下され候」と返答してゆずりません。

# 庄屋さんの退場

明治初期、変革の嵐は徳島の村々

にも容赦なく押し寄せてきました。

戸籍の作成、新貨条例により円・銭・

厘が貨幣単位となる、土地売買の解禁、学制の公布による小学校の設置、

徴兵令、地租改正等々。次から次へと打ち出される政府の政策を人々に伝え、その地域の状況を報告すると

いう大変な業務を、当時の村の責任者はこなさなければなりませんでした。

数年間に、与頭→用掛→村長

全く未知の業務を押し付けられた上

に、通達や報告書の書式が一新されたために、先祖代々受け継いできた行政・文書事務のノウハウが全く通

用しなくなつた庄屋さんたちのとま

どいのようなものが読み取れます。

## 殿さまの鷹狩一行をもてなす

たかがり

庄屋さんにとっては、殿さま（藩主）が狩猟などのために村に出かけた場合には、その接待をすることも重要な仕事でした。鷹狩は大名や千石以上の武士以外の人には許されていませんでした。領内には、鷹狩などをするために御留野と呼ばれる禁猲区が設けられており、無断で侵入した者に対する厳しい規則がありました。

文政九（一八二六）年の一一月、二代目の殿さま・蜂須賀斉昌公は、御年寄の津田監物を筆頭に医師、御茶道、御台所人や鷹匠、餌指、犬牽など、総勢一二五人と共に訪れて、板野郡竹瀬村の庄屋・木内家で昼食をとっています。事前に、板野・勝浦郡代の太田章三郎や住吉村の組頭庄屋からの書状が届いており、草鞋の準備、配膳や荷物運びの人夫の手配など細心の注意を払っています。

### 〈死亡証明の申請〉

しけは四国遍路を続けるための証明書の発行を願い出ました。というのも、人の移動が自由でなかった江戸時代は、番所（関所）を通過すると同時に証明書が必要だったからです。和喰村の役人から依頼された小仁宇村（那賀町）の秋本和三郎（以下、和三郎と記す）は、土佐町（那賀町）の年寄と共に、しけの息子・喜代助の死亡に不審な点がないかを確かめることになりました。



▶鷹狩りの様子（「阿波国最近文明史料」より）

餌指：鷹の餌となる小鳥を捕らえる人  
犬牽：鷹狩の時に鳥を追わせる狛犬を  
飼いならす人  
鷹匠：藩主の鷹を扱う藩士  
郡代：郡部の庶民を治める役職

## お遍路さんへの対応

庄屋さんのお仕事④

### 〈しけの不幸〉

文久二（一八六二）年、備中國下道郡川辺村（岡山県吉備郡真備町）から四国遍路にやつてきた「しけ」と喜代助の母子連れは、三月六日に、和喰村（那賀町）にさしかかりました。ところが、蛭子神社前で喜代助が「虫病」になってしまった。

介抱するしけに、近所の人達が医師などを呼び手当してくれましたが、喜代助はその甲斐もなく亡くなってしまいました。

このように庄屋さんたちは、村で起こったお遍路さんの「死」をめぐって、状況を把握・確認し、当事者（しけ）の要望を聞き、必要な対応をしました。三つの村からきた村役人が同じ判断を下したことで、より信憑性の高い問題解決に至ったのかもしれません。また、和三郎は、お遍路さん一件のいきさつを郡代手代に報告しました。庄屋さんは、このようないきさつを役所に知らせることで、お遍路さんへ対応する義務がありました。

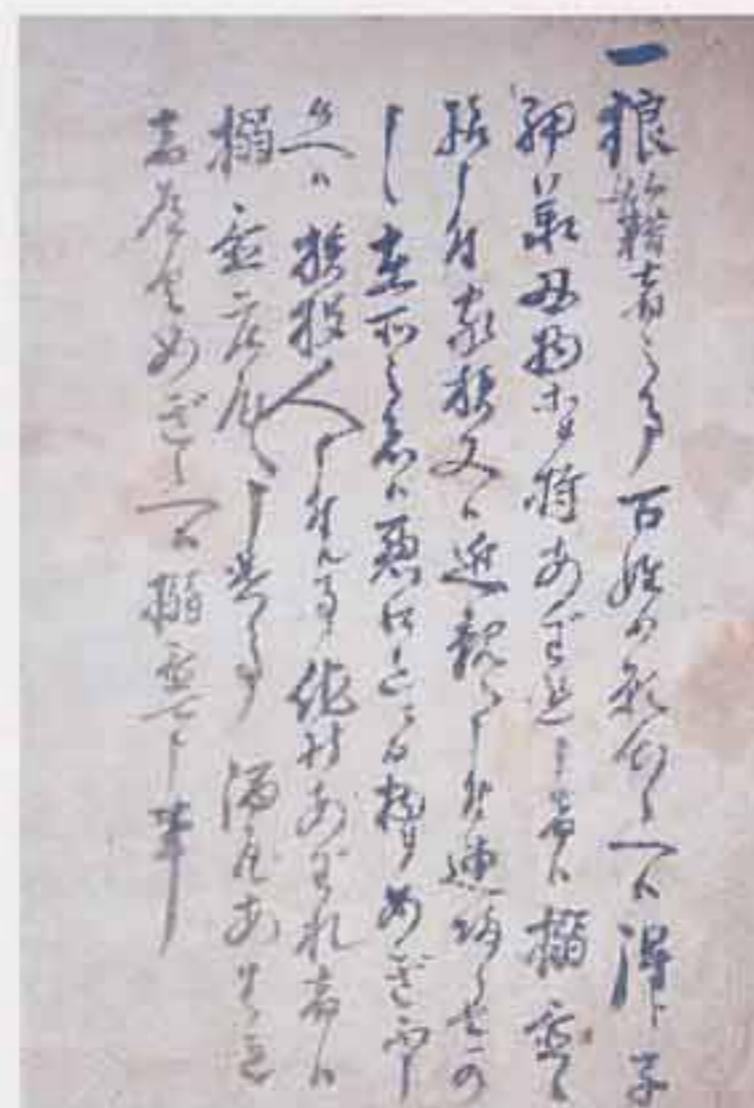
このように庄屋さんたちは、村で起こったお遍路さんの「死」をめぐって、状況を把握・確認し、当事者（しけ）の要望を聞き、必要な対応をしました。三つの村からきた村役人が同じ判断を下したことで、より信憑性の高い問題解決に至ったのかもしれません。また、和三郎は、お遍路さん一件のいきさつを郡代手代に報告しました。庄屋さんは、このようないきさつを役所に知らせることで、お遍路さんへ対応する義務がありました。

※往来手形：旅行者に対して出す旅券及び身分証明書のこと。手形がなければ四国遍路を続けることはできませんでした。  
※虫病：回虫等によつて起ると考えられていた腹痛など。虫気、瘤（じょ）、瘻（じゅう）ともいう。

## 展示資料目録

No.	標題	年月日	整理番号
庄屋になる			
1	那西郡之内仁宇谷庄屋肝煎行人改帳写	享和3年 (1803)	アキモ01596001
2	那西郡之内仁宇谷庄屋肝煎行人数改帳(写)	享和3年 (1803)	アキモ01596002
3	名西郡高川原庄村庄屋人数改帳	延宝2年 (1674)	キヨシ00029000
年貢を決める(検地帳)			
4	板東郡之内竹瀬村御検地御帳	天正17年 (1589)	キノウ00037000
5	板東郡内竹瀬村検地帳	慶長7年 (1602)	キノウ00102000
6	御検地御検見式方写	元禄17年 (1704)	タケモ0340000
7	御藏御給知色分絵図	(近世)	キノウ00441000
8	(名東郡日開村限絵図)	文久3年 (1863)	榎本家所蔵資料
年貢を納める			
9	御藏御給知島順道帳	明和6年 (1769)	キノウ00031000
10	日比野忠太夫様御分御帳	寛永14年 (1637)	カサ00001000
11	瀧川源太良殿分 なよせ帳	元和8年 (1622)	カサ00002000
12	細野作左衛門様御知行分高反数之御帳	寛永18年 (1641)	カサ00003000
13	端山村末ノ秋米(年貢受取証)	元禄16年 (1703)	タケモ00405001
14	覚(夫銀請取証)	元禄16年 (1703)	タケモ00405002
人の移動を管理する			
15	覚(徳島御用塩積船通行証)	辰10月14日 (近世)	ヤマコ00061000
16	棟附御改ニ附心得書(写)	(文化2年) (1805)	アキモ01595000
17	文化八未年那賀郡谷内村棟附人数御改帳	天保6年 (1835)	エント00007000
18	其郡中庄屋共(棟付下調べの筋、新夫取立の件に付、触回状)	3月11日 (近世)	タケモ00271002
もめ事の処理			
19	御糺ニ付申上覚(備中倉敷の女四国順拝中当村で病死に付、病中手当方並に始末等届の件、控)	戊9月17日 (近世)	アキモ00302000
20	御糺ニ付申上覚(私義心願にて伴喜代助二人連れて四国辺路順拝中、和食村で喜代助虫病で病死の旨申出の件、控)	文久2年 (1862)	アキモ01526001
21	諸控	(近世)	キノウ00932002
22	出入鍛書下書四冊之内式	文化12年 (1815)	キノウ00806000
殿様を迎える			
23	文政九戌年十一月十一日御入筆記(太守様矢武村御鷹野御出に付、御宿所御用、控)	文政9年 (1826)	キノウ00424000
24	去戌十一月北方筋へ御出之節竹瀬村ニ而御宿御人数様方御賄料并下役人御賄料共相約差上帳 四冊之内壹(控)	文政10年 (1827)	キノウ00413000
庄屋をやめる			
25	覚(庄屋御用退役に付、帳簿引渡の件)	寛政12年 (1800)	オカ00021029
26	申上覚(老年に付、組頭庄屋助役御免願)	6月3日 (近世)	タケモ00416000
27	乍恐奉願上覚(病身に付、庄屋役御免願)	酉8月晦日 (近世)	ミカケ00868000
明治維新と庄屋			
28	併合村一巻諸控	明治4年 (1871)	キノウ00274000
29	証(庄屋廃止に付引継帳簿の件、控)	明治4年 (1871)	オカ00021021
30	乍恐奉願上(布告等難読解に付、免職願、控)	(明治5年) (1872)	ミカケ01849000

\*資料保存のため展示品の一部を入れ替えることがあります。



「諸控」(木内家文書)

狼藉者について百姓から願い出があった場合は、よく詳細を聞く。刃物などを持つて暴れた者は、捕まえておいて家族か近親者に連れ帰らせること。この村の者は、悪口だけで物をこわしていなければ、仲介者を立てること。他村の暴れ者は、捕まえておいて、庄屋へ連絡すること。酒屋で暴れて物をこわした者は捕まえておくこと。

第三十回 企画展  
平成十七年四月二十六日発行  
編集・発行 徳島県立文書館  
〒770-8070 徳島市八万町向寺山  
電話 ○八八三(五二)一六四三  
ナカガワ・アド(株)  
〒770-8070 徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南三丁目